

「振動工具取扱い作業従事者教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
Tel (099)257-9211 Fax (099)257-9214

本教育は、労働安全衛生法に定める危険有害業務従事者に対する特別教育に準じ、新たな振動障害予防対策指針に基づき、「日振動ばく露量A(8)」等に基づく作業管理など、適切な振動工具の使用について教育を行うものです。

1 教育対象者

- ・ 建設現場等において、振動工具（チェーンソーを除く：別表参照）を取り扱う全ての労働者
- ・ 事業場の安全衛生管理担当者等

2 教育日時及び会場（途中休憩含む）

日 時		会 場
令和4年 7月13日(水)	9:30~15:10	始良郡建設会館 (始良市加治木町諏訪町20)
令和4年 8月 3日(水)		丸岡会館 (霧島市横川町上ノ3201)
令和4年 9月 6日(火)	10:30~16:10	甑島建設会館 (薩摩川内市上甑町中甑898-3)
令和4年 9月16日(金)	9:30~15:10	奄美建設会館 (奄美市名瀬小浜町20-3)
令和4年10月 4日(火)		鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町6-10)
令和5年 2月13日(月)		

3 教育科目及び時間

研修科目	時間	講師
振動工具に関する知識	1時間	当支部 専属講師
振動障害及びその予防に関する知識	2.5時間	
関係法令等	0.5時間	
演習 「日振動ばく露量A(8)」の算出	0.5時間	
合 計	4.5時間	

4 受講料及びテキスト代

- ・ 研修受講料は、6,800円です。
- ・ テキスト代は、1,250円です。
- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代は当支部負担のため受講料のみとなります。

5 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置き

ください。

- ・ 送付する場合は、現金書留でお願いします。

6 申込み・問合わせ先（受講希望日の1ヶ月から2週間前までに申し込んでください。）

- (1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211)
- (2) 「始良郡建設会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 加治木分会 (鹿児島県建設業協会 加治木支部)
(〒899-5212 始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044)
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (3) 「丸岡会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 栗野分会 (鹿児島県建設業協会 栗野支部)
(〒899-6207 始良郡湧水町米永476 電話 0995-74-2221)
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (4) 「甑島建設会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 甑島分会 (鹿児島県建設業協会 甑島支部)
(〒896-1201 薩摩川内市上甑町中甑898-3 電話 09969-2-1317)
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (5) 「奄美建設会館」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 奄美分会 (鹿児島県建設業協会 奄美支部)
(〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846)
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部

7 募集定員

- ・ 30名（諸般の事情でこれより少なくする場合があります。）
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが20名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

8 修了証の交付等

本研修修了者には、「振動工具取扱い作業従事者教育修了証」を交付します。

【別表】 チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指针对象工具

- (1) ピストンによる打撃機構を有する工具
[1] さく岩機、[2] チッピングハンマー、[3] リベッティングハンマー、[4] コーキングハンマー、
[5] ハンドハンマー、[6] ベビーハンマー、[7] コンクリートブレードカー、[8] スケーリングハンマー、
[9] サンドランマー、[10] ピックハンマー、[11] 多針タガネ、[12] オートケレン、[13] 電動ハンマー
- (2) 内燃機関を内蔵する工具(可搬式のもの)
[1] エンジンカッター、[2] ブッシュクリーナー
- (3) 携帯用皮はぎ機等の回転工具((5)を除く。)
[1] 携帯用皮はぎ機、[2] サンダー、[3] バイブレーションドリル
- (4) 携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具
[1] 携帯用タイタンパー、[2] コンクリートバイブレーター
- (5) 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削
といしの直径が150mmを超えるものに限る。)
- (6) 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用するといしの直径が150mmを超えるものに限る。)
- (7) 締付工具
[1] インパクトレンチ
- (8) 往復動工具
[1] バイブレーションシャー、[2] ジグソー